

市民協働型まちづくり推進指針



平成11年(1999年)2月17日

横 須 賀 市

目 次

はじめに

1. 市民協働型まちづくりとは何か	1
2. 今なぜ「市民協働型まちづくり」なのか	3
3. 市民協働型まちづくりの現状は・・・	5
4. 市民協働型まちづくりをすすめるために	12
(1) 市民協働型まちづくりをすすめる5つの条件	12
(2) 市民協働型まちづくりをすすめるための4つの柱	14
(3) 推進策の具体的な内容	18
(4) 推進に向けたステップ	22

はじめに

社会情勢が大きく変化する中で、分権化がすすみ、地域や自治体独自のまちづくりが求められております。また、厳しい財政状況下にあつて、市民ニーズの高度化、多様化に対して、行政がすべてのニーズに対応していくことは困難な状況に至っており、横須賀市では、市民の自主的な行動のもとに、市民と行政がよきパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任でまちづくりに取り組む「市民協働型まちづくり」をまちづくりの推進姿勢としています。

それをさらに一歩すすめ、基本的な方針を定めるため、平成10年7月にパートナーシップ研究会を設置し、公募による市民や学識経験者の方々の広範な協議を経て、平成11年1月20日、「市民協働型まちづくりの推進に向けてー市民協働型まちづくり推進策ー」の提言を受けました。

本指針は、この提言をもとに「市民協働型まちづくり」という新しいまちづくりの進め方について、理念、原則及び推進策の枠組みなど、基本的な考え方をまとめたものです。

今後はこの指針に基づき、より具体的な「市民協働型まちづくり」の進め方について、市民と行政の双方がそれぞれ独自に、また、連携しながら検討を行い、順次、具体的な施策を実施してまいります。

1 市民協働型まちづくりとは何か

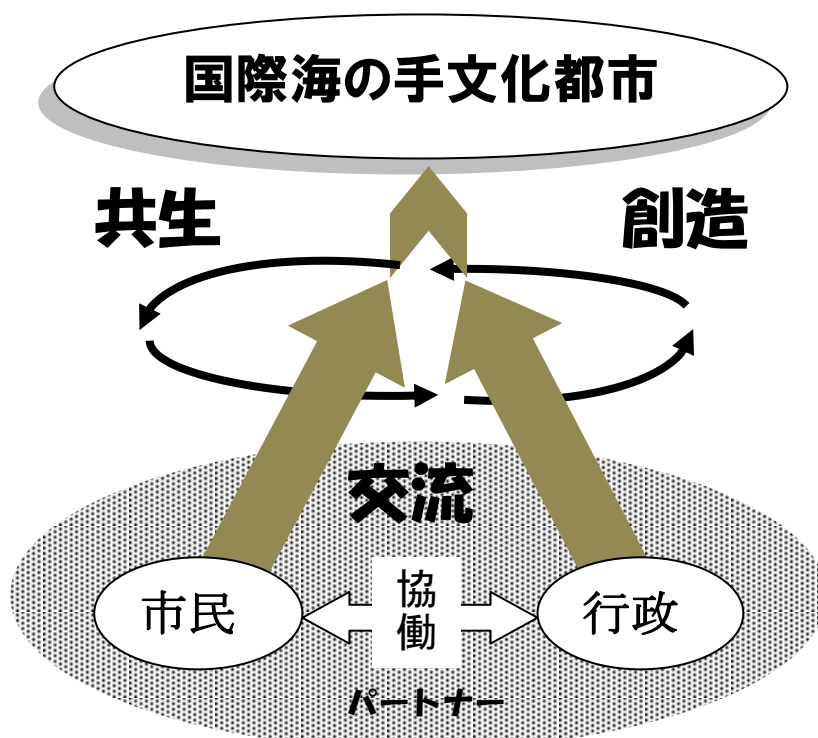
(1) 横須賀市における「市民協働型まちづくり」とはどのような意味か

横須賀市における「市民協働型まちづくり」とは、市民の自主的な行動のもとに、市民と行政がよきパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組む姿勢と、そのためのしゅきを意味しています。

市民と行政がよきパートナーであるということは、行政から市民に対して一方的にサービスが提供されるというような関係を超えて、市民と行政がお互いの立場をよく理解、尊重し（共生）、対話を通じて（交流）、新しい時代を一緒になって切りひらいていこう（創造）という関係をもつ、ということです。

横須賀市は、「市民協働型まちづくり」によって、「共生」と「交流」と「創造」をまちづくりの基本的な考え方とする横須賀にふさわしい都市像「国際海の手文化都市」の実現をめざしたいと考えています。

図 横須賀市における「市民協働型まちづくり」がもつ意味



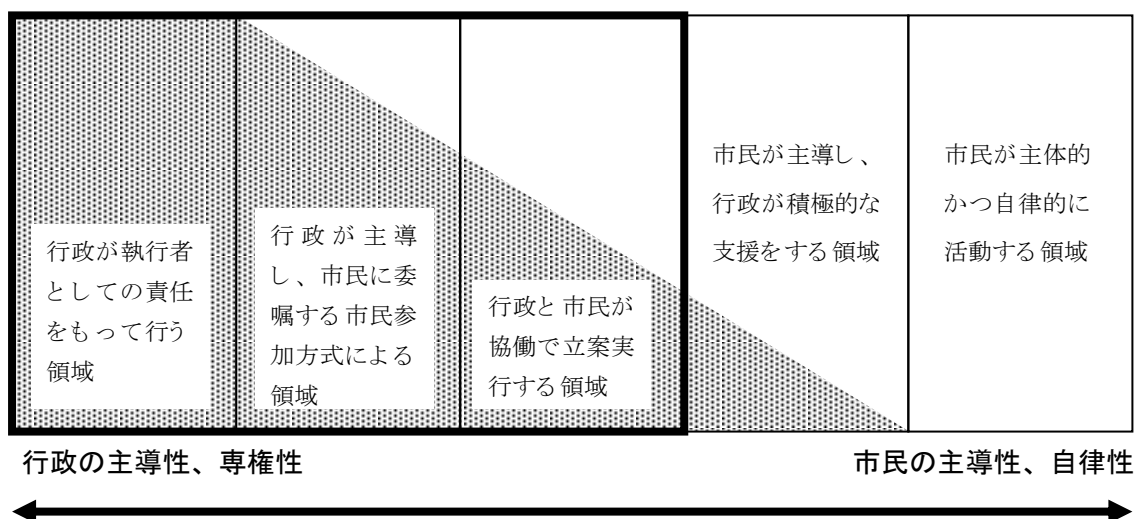
(2) 「市民協働型まちづくり」とはどのような範囲での活動を意味するのか

「市民協働型まちづくり」が及ぶまちづくり活動の範囲は、下図中に太枠線で囲んだ部分です。これらは、行政が責任主体として主導性をもって推進するものから、行政と市民が対等な責任を負いながら推進するものまでを含んでいます。

したがって、市民協働型まちづくりのしくみのなかには、行政がその責任において場面設定し、主導しながら市民の「参加」を求めるものと、行政と市民のそれぞれが対等な主体として「参画」するものとが混在しています。

到達すべき一般的な目標は、行政と市民のそれぞれが対等な主体として「参画」するしくみですが、実際には段階的にその目標に向かうプロセスも重要であるため、行政が一定の主導性をもつ活動の範囲についても、「市民協働型まちづくり」の重要な対象範囲であるという認識にたって推進策をすすめます。

図 「市民協働型まちづくり」が及ぶまちづくり活動の範囲



(3) 「市民協働型」というときの「市民」とは誰か

横須賀市では「市民協働型」というときの「市民」を、横須賀を舞台として活動するあらゆる主体であると考えます。横須賀市基本構想でいう「都市活力人口」に含まれるあらゆる主体のことです。

したがって、横須賀在住の市民ばかりではなく、在勤者、外国人や市内に所在する企業、団体、学校まで含めて考えています。

ただし、既成の法律や条例等が自治体行政への参画条件として、自治体に住民票をおく「住民」や「登記された法人」であることを求めることも少なくありません。これらについては、既成の法律や条例等が求める条件を尊重しつつ、それらが許容しうる範囲において、参加・参画の可能性を積極的に検討していくことが課題となります。

2 今なぜ「市民協働型まちづくり」なのか

「市民協働型まちづくり」はいまや時代の趨勢であると考えられます。国や多くの地方自治体はその推進を図るべく、様々な取り組みを模索しています。

それでは、今なぜ「市民協働型まちづくり」が求められているのでしょうか。

その理由を次に掲げる5つの観点からまとめました。

(1) 分権化によって自治体独自の政策形成が可能になる

自治体は、地方分権の進展によって権限が拡大し、自治体の責任において独自の政策をとることができるようになります。また、市民にとっては政策というものがこれまで以上に身近なものとなり、自分たちの暮らしや地域特性により適したまちづくりを求めるようになります。同時に行政も個性的な政策の立案・実行ができるようになります。それによって特色あるまちづくりができ、都市間競争の社会を生きていくこととなります。一方では交通、環境、福祉など様々な分野で近隣自治体との広域的な協力が必要になります。このため、政策立案や具体的な事業の実施などについて、地域特性や地元住民の意思をこれまで以上に幅広く反映させていかなければなりません。

そのため、市民と行政が双方の知恵を出し合いながら、その自治体、地域ならではの独自のまちづくりの方向を生み出すためのしくみが必要となっています。

(2) 投票行動だけに依存しない自治への参画機会が求められている

市民は、経済のグローバル化と低成長、環境問題の深刻化、人口構造の高齢化等によって、公共サービスやまちづくりを国や自治体が一元的に管理、実行する政治・行政システムに限界があることを知りました。そして、従来のように選挙の投票行動だけに依存する間接的な参加ではない、直接的な参画の必要性を実感するようになりました。そして自分たち自身が様々な知恵や力を身につけることによって問題を発見し解決することに、喜びや満足感を実感するようになりました。市民活動、ボランティア、NPOといった動きの背景には、こうした世界的な動向があります。

そのため、こうした市民の直接的な参画欲求を受けとめ、市民の自治に取り組む活力をまちづくりに活かすことのできるしくみが必要となっています。

(3) 市民と行政がお互いに信頼しあえることが求められている

従来、我が国の行政は一般的にみて閉鎖的でした。また、近年の政官界の汚職や官々接待等の事件によって、市民の政治・行政への不信や不透明性への疑念はこれまでになく高まっています。こうした状況に対して、国や自治体は情報開示や個人情報保護、行政手続きに関わる法令整備等を行ってきましたが、依然として市民による信頼を獲得するには至っていません。今後は、行政の意識改革を進めるとともに、より積極的な情報発信を行い、説明責任を果たすことによって行政の透明性をさらに高め、行政に対する市民の信頼を獲得することが強く求められています。

そのため、行政と市民が同じテーブルにつき、お互いによきパートナーとして誠意あるコミュニケーションをとりながら、相互の信頼関係を確立するしくみが必要となっています。

(4) 多様化する市民生活に対する行政サービスの限界が指摘されている

少子高齢化、情報化、国際化、社会経済の成熟化、その他の社会経済の変化は、市民のライフスタイルやワークスタイルに大きく影響しています。自治体はこれまで様々な地域社会の変化に対応しながら市民の各種ニーズを満たすべく努めてきましたが、さらに多様化を続ける市民ニーズのすべてに対応することは現行の制度のもとでは、能力的にも財政的にも困難となってきました。このような市民ニーズに対応していくためには、市民の活力を導入していくほかはありません。

そのため、一人ひとりの市民が潜在的にもつ活力を大いに発揮し、まちづくりに活かすことのできるしくみが必要となっています。

(5) 低成長、成熟時代における新しい行政のあり方が問われている

我が国の経済は低成長の時代に入りました。こうしたなかで、地方自治体には抜本的な行財政改革が求められています。改革を実現するためには、行政から市民に対して一方的にサービスを提供するというまちづくりの進め方を改め、行政と市民がそれぞれ責任感をもって適切な役割分担をする地域行政への転換をめざすことが必要です。

そのため、行政が市民を一方的に利用するのでも、市民が行政に一方的に要求するのでもなく、お互いの責任感に基づく適切な役割分担のもとで様々な市民ニーズに対応していくまちづくりのしくみが必要となっています。

3 市民協働型まちづくりの現状は・・・

(1) 多くの自治体では、行政と市民の一方的な関係の段階である

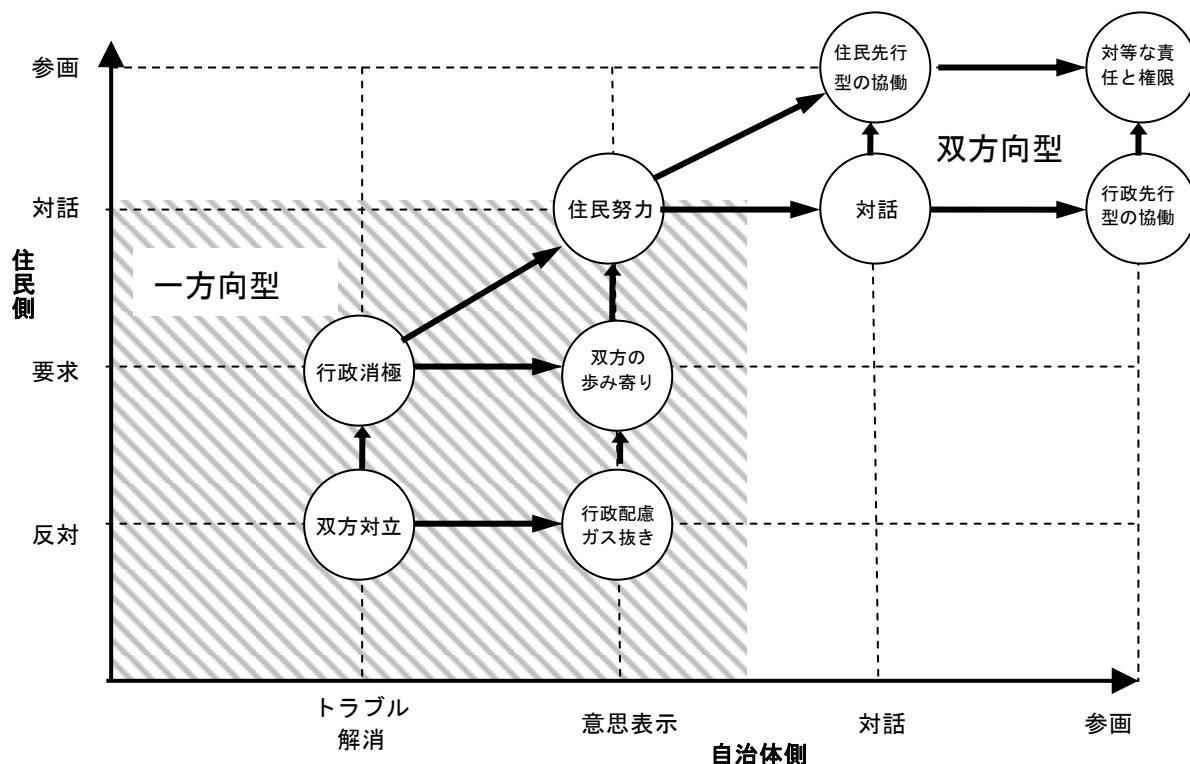
自治体における市民と行政の関係は、これまで様々な経緯をたどってきました。かつて公害などが大きな都市問題となってきた頃には、市民の公害反対運動とそれに対立する行政という関係がしばしばみられました。その結果、行政は市民の様々な要求に対して、それまで以上に閉鎖的になったり、いわば「ガス抜き」として意見聴取するといった対応が行われてきました。

そうした経験を経て、一部の市民は行政に依存することなく自ら努力して地域社会の問題を解決するという取り組みをはじめました。また、一部の行政も単なる「ガス抜き」から、市民の声に誠実に対応し歩み寄りということもはじまりました。

しかし、これらの関係はいずれも一方的であり、市民と行政が双方の知恵を出し合って対話し、力を出し合って協力、実行するという双方向な関係ではありません。

現在はまだ自治体の多くが、そうした一方的な関係の段階にあります。先進的な自治体では、市民あるいは行政のいずれかが先行するかたちで、双方向型の参画段階に至っていますが、それでも「対等な責任と権限による協働」の段階に至っていないと考えられます。

図 「市民協働型まちづくり」に向かう姿勢・スタンス、意識の変化



（２）市民協働型まちづくりの横須賀市の現状は・・・

１）市民協働型まちづくりに向かう姿勢・意識は・・・

横須賀市において「市民協働型まちづくり」を推進していくうえでは、少なくとも双方向型の対話が円滑に進み、市民あるいは行政が先行しながら双方の協働によってまちづくりをすすめていくことのできるしくみづくりを行政、市民共通の目標としなければならないと考えます。

その共通目標を達成しつつ「対等な責任と権限をもつ協働」を到達すべき将来目標と考えます。

横須賀市における事業事例をもとに現状をふりかえってみると、次のようなことがいえます。

- 近年実績がみられるごみトークやまちづくり出前トークなどのように、市民、行政の双方向型の対話をねらいとする事業は従来から取り組まれており、実績を重ねつつある。
- 鷹取川の美化／浄化への取り組みのように、市民が先行するかたちではじめた取り組みに行政が支援するかたちの協働型事業が一部ではじまっている。
- 市民が先行するかたちでの事業が少ないのは情報提供が必ずしも十分ではなく、市民に活動のきっかけが少ないためではないかと考えられる。
- 平成10年度には（仮称）武山地域自治活動センター・（仮称）武山青少年の家基本設計づくりワークショップや、手づくりシンポジウム、楽しく歩けるプロムナードを考えるワークショップなどの「市民協働型まちづくりモデル事業（図中☆印）」が行われた。これらの事業は、行政が先行し市民の参加・参画を呼びかけるかたちの事業であり、まだ取り組みがはじめられたばかりである。
- 多くの市民協働型事業が、あらかじめ行政が準備した環境のもとですすめられており、市民の自主性が発揮できていないのではないかと考えられる。

こうした現状は、双方向型の協働に向かう土壌が徐々に形成されつつあることを意味しています。しかし、行政の主導色が強いことや、情報提供が必ずしも十分ではないことなどが示されています。これらは、横須賀市において「対等な責任と権限をもつ協働」を目標として取り組んでいくうえでの大きな課題です。

図 横須賀市の「市民協働型まちづくり」

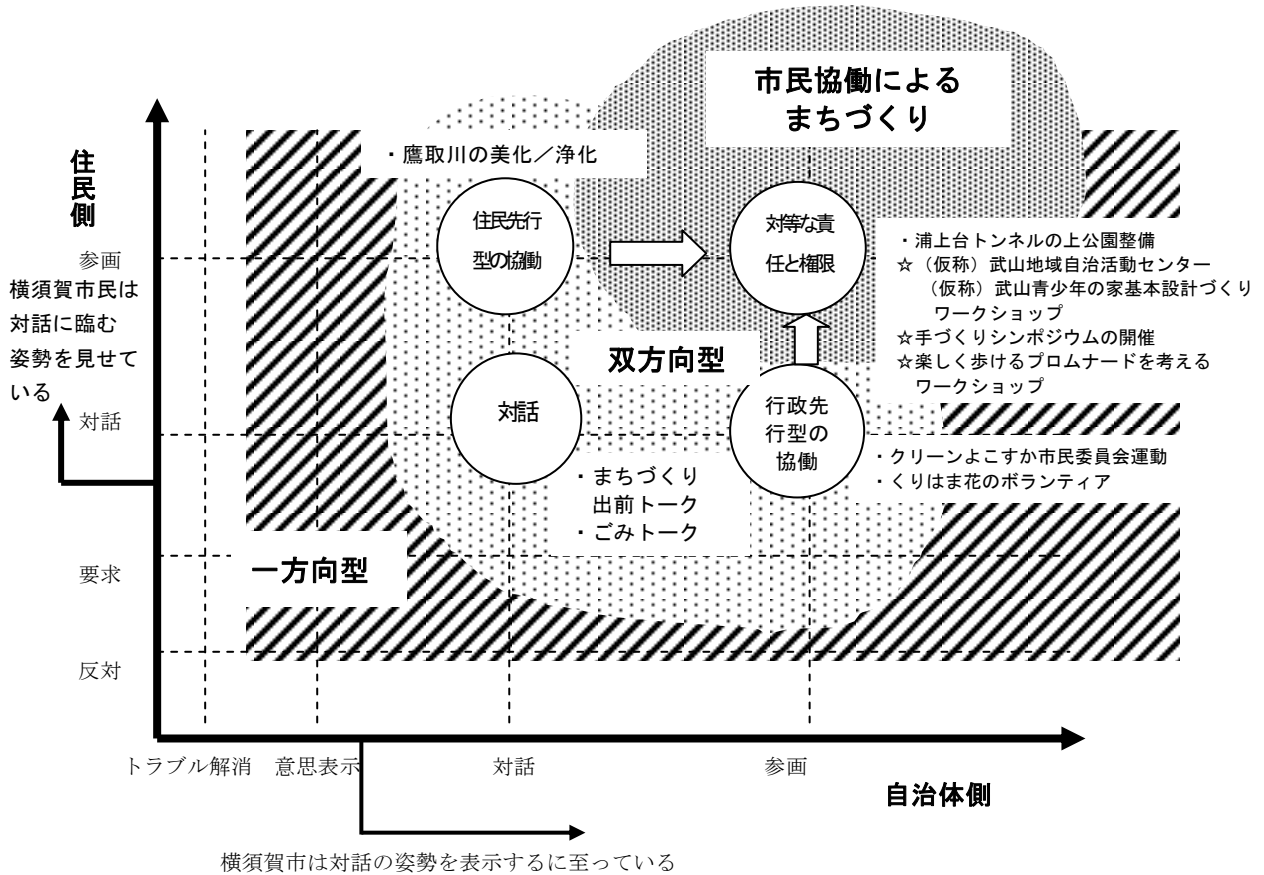
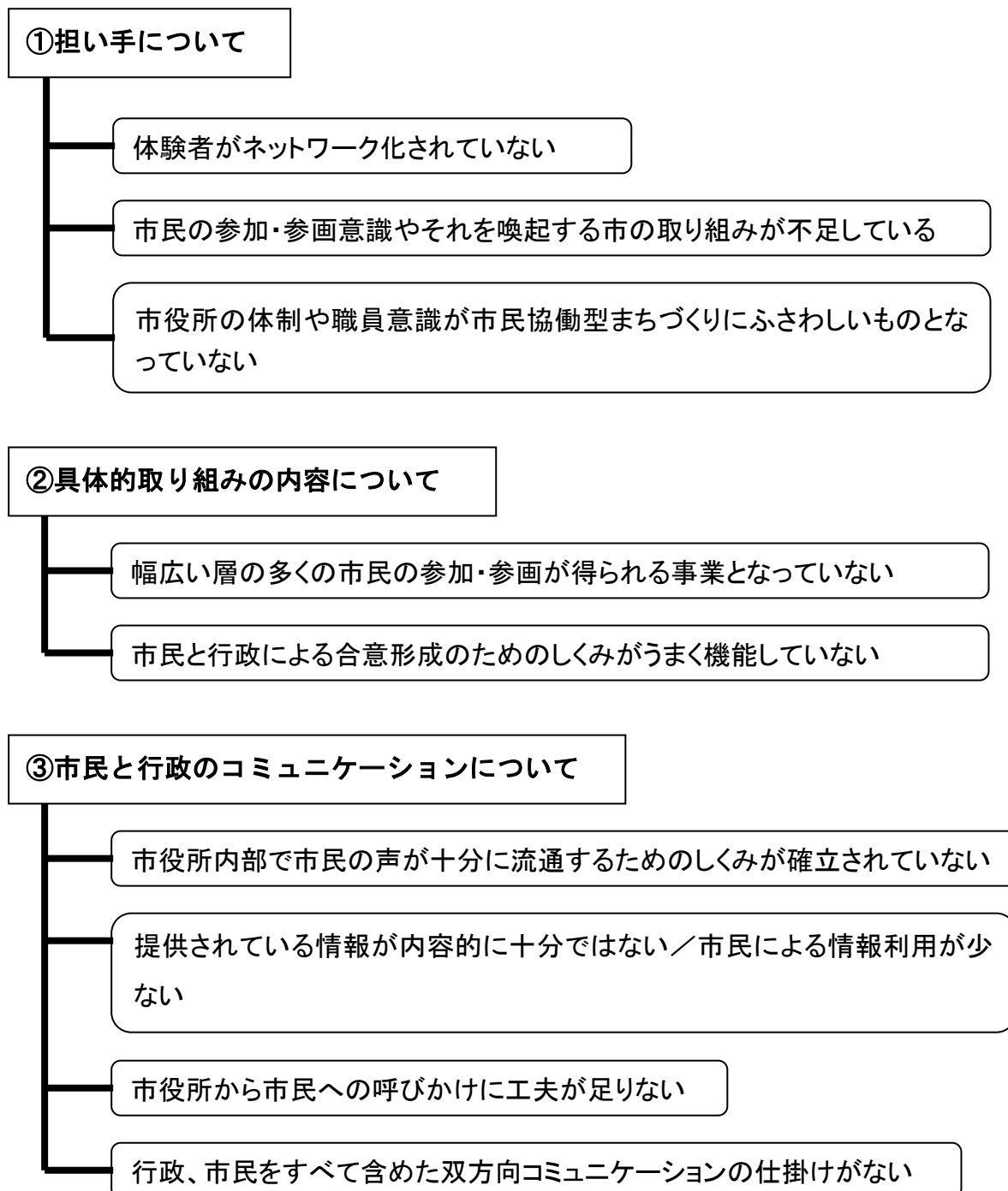


表 モデル事業の評価

モデル事業名称	評価できるポイント	問題とすべきポイント
(仮称)武山地域自治活動センター・(仮称)武山青少年の家基本設計づくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 時間をかけた対話によって対立意見の調整ができた 市民間の意見の相違が明らかとなり、問題点、課題が鮮明になった 	<ul style="list-style-type: none"> 進行が行政主導型であった 行政内部の調整ができていない 開催回数が少なかった 参加者が団体関係に偏っていた 行政職員も意見を言いたかった
楽しく歩けるプロムナードを考えるワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数(期間)の延長もありうる柔軟な対応とした 職員のワーキングによって職員意識の変化がみられた リーダー的人材と出会うことができた 	<ul style="list-style-type: none"> 開始当初から事業目的が不明瞭だった 小学校等への呼びかけをしたが、応募者がなかった 若手の参加者が少なく、参加者の偏りがあった
手づくりシンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> 白紙に近い状態からの企画について市民委員が積極的に提案をした 一人ひとりの実行委員が何らかの役割を担い、スケジュールにしたがって行動することができた 	<ul style="list-style-type: none"> 市民委員間の価値観の違いについて十分な議論ができなかった 実行委員会の運営ルールを決めずに始めたため、メンバーの追加等の点で若干の混乱があった 準備期間が短かった

2) 横須賀市の実態から見た現状・問題点は・・・

横須賀市における市民協働型まちづくりの実態から見た現状と問題点は以下のとおりです。



①担い手について

体験者がネットワーク化されていない

市民協働型まちづくりの担い手は、行政職員、市民ともに体験した人は少なく、その考え方や進め方を模索している段階にあります。

とはいえ、横須賀市では浦上台トンネルの上公園や（仮称）武山地域自治活動センター等の基本設計づくりなどに関する市民協働型のワークショップ、市民と行政の意見交換を行う出前トークなどをはじめ、すでに先進的な取り組みが始まっています。

しかし、そうした市民協働型の事業に参加・参画した体験者とそれ以降も協力関係を保ち、引き続き市民協働型まちづくりのリーダーとして活躍してもらったり、体験者相互が交流して参加・参画する人の輪を広げていったりする取り組みは十分ではありません。

市民の参加・参画意識やそれを喚起する市の取り組みが不足している

市民の参加・参画意識は、これまで市が呼びかけてきたいくつもの市民協働型事業や各種の公募事業への応募状況、市政情報コーナーの利用状況などからみて、いまだ低い状態にあるといわざるをえません。また事業によって偏りがあり、特に若者の参加・参画が少ないのが実態です。

市民の参加・参画意識そのものが不足しているということもいえますが、参加・参画することのメリットやしないことのデメリットをよく知ってもらえるような市の情報提供が十分ではないということや、参加・参画する方法等の PR 不足が要因であると考えます。

市役所の体制や職員意識が市民協働型まちづくりにふさわしいものとなっていない

これまでの行政は増加、細分化しつづける行政実務を滞りなく実施していくために縦割りの組織で行政運営を行ってきました。

しかし、行政に求められるまちづくりの内容がこのような縦割り組織では対応できないほど複雑化してきたため、縦割り組織の弊害が目立つようになり、庁内での横断的な連携が強く求められるようになってきました。横須賀市でも、こうした弊害をなくすために、庁内での横断的な連携の強化に取り組んでいますが、必ずしも十分な状況ではありません。市民にとって「横須賀市役所」はひとつですから、窓口、職員によって対応が違っていたり、基本的な推進体制が事業によって明らかに違っていたりするのは問題です。市役所内にも「市民参加の全体像が見えない」という声があります。

また、現在の職員の対応をみるかぎり、縄張り意識や前例踏襲主義的な従来通りの

お役人の意識のままであるように見受けられることも多く、市民協働型まちづくりのパートナーとしてはふさわしくないということを市民は指摘しています。こうした実態は、職員一人ひとりの意識の問題であると同時に、組織としての市役所の体質の問題、職員に求める規範の問題でもあると考えます。

②具体的取り組みの内容について

幅広い層の多くの市民の参加・参画が得られる事業となっていない

これまで横須賀市で実施してきた市民協働型まちづくり事業への参加・参画の状況は芳しいものではありません。特定の偏った市民だけが参画しているだけでは、市民協働によるまちづくりとはいいいがたいものです。

その最も大きな要因は、参加・参画しようとする市民の多様な動機に対して、うまく対応した多種多様な内容の事業が行われていないということです。もっぱらイベント的な楽しさを求めて参加・参画しようとする人もいれば、自分を活かしたくて参加・参画しようとする人もいます。また、地域社会の問題に取り組むことが市民としての責任だと感じて参加・参画しようとする人もいます。こうした市民の多様な動機に着目した事業の設定や内容の工夫がなされていないことが、幅広い層の多くの市民の参加・参画が得られない要因となっています。

市民と行政による合意形成のためのしくみがうまく機能していない

市民協働型まちづくりには、市民と行政の一定の合意が不可欠です。このため、近年では説明会や公聴会、市民集会等の場で市民と行政が直接話し合う場がそれぞれの事業ごとに設定されるケースも増えてきました。特にまちづくり出前トークのような市民と行政の意見交換の場は市民にも高く評価されています。その一方で、次のような問題点もあります。

第一に、最も重要な合意形成の場であるはずの審議会等のなかには形骸化したものがあるのではないかという点です。第二に、より多くの市民が意見を表明できる場が不足している、あるいはそうした場が多様ではないという点です。第三に、調査・分析、ワークショップの運営、事業評価等、政策の立案や事業運営、評価のプロセスへの市民の参加・参画がほとんど取り入れられていないという点です。第四に、行政の提案に対する受け身ではない、幅広い市民の能動的な提案、アイデアを受けとめるためのしくみが不足しているという点です。そして第五に、行政と対等な立場で合意形成のテーブルにつくために必要な市民の知識や組織体制が十分ではないという点です。

これらの問題点の多くは、すでにある合意形成、共通理解のためのしくみが必ずしもうまく機能していないことを意味しています。また、問題のいくつかは、新しいしくみをつくることの必要性を裏付けています。

③市民と行政のコミュニケーションについて

市役所内部で市民の声が十分に流通するためのしくみが確立されていない

市長への手紙（ふれあいメール）や各窓口での応答をはじめ、市役所に伝えられる市民の声は多数ありますが、これらの意見が市役所内部では十分に流通していないのではないか、流通しているとしてもどのようなプロセスを経て、どう反映されているかが市民には知らされていない、ということを市民は問題視しています。

提供されている情報が内容的に十分ではない／市民による情報利用が少ない

横須賀市は公文書公開条例の制定や市政情報コーナーの設置等により行政情報の提供に努めていますが、市民は提供されている情報の内容が表面的な情報にすぎず不十分であると考えています。また行政は、せっきくの情報アクセスの機会を市民が十分に利用していないと考えています。これに対して市民は利用を促す工夫が足りないからであると、その要因を指摘しています。

市役所から市民への呼びかけに工夫が足りない

市民協働型まちづくりへの参画を市民に呼びかける市役所の広報は十分な効果を発揮できていないと考えます。より幅広い多様なメディアを活用するなどの工夫が足りないということを市民は指摘しています。また、広報を行政内部だけでつくっていることによる限界も指摘しています。

行政、市民をすべて含めた双方向コミュニケーションの仕掛けがない

近年では、まちづくり出前トークや市民集会、ワークショップ等などの双方向型のコミュニケーションの機会も増えてきましたが、これらは一般的に事業ごとの機会であって、日常的、恒常的なコミュニケーションとはなっていません。

また、市民がもっている様々な情報についても、行政やより多くの市民の間で流通するための仕掛けはなく、貴重な情報が共有できていないのが現状です。

4 市民協働型まちづくりをすすめるために

(1) 市民協働型まちづくりをすすめる5つの条件

市民と行政が対等な責任と権限をもつパートナーとして「市民協働型まちづくり」をすすめるためには、次の5つの条件が大切です。

①市民と行政の信頼関係の確立

- ・市民協働型まちづくりは、市民と行政の双方の信頼関係が確立されなければ実践できません。
- ・双方の信頼を基盤に、構想・計画・実施・運営のすべての段階で、十分な合意の形成と協力を図ることが必要です。

②行政の体制と意識の大胆な改革

- ・行政は、「縦割り」による不便、非効率や閉鎖性、不透明さゆえに市民の信頼感を損ねてきました。
- ・市役所内の連携を円滑にし、ルールに基づく透明性の高い行政をすすめるとともに、市民と同じ視点でまちづくりに取り組む体制と意識が必要です。

③市民の参加・参画意識の喚起

- ・これまで公益的な事業やまちづくりは行政が中心になってすすめてきました。こうしたなかで、市民は行政に任せることである程度満足してきました。その結果として、市民はまちづくりを自らの問題として強い関心を持つきっかけを失ってしまいました。
- ・社会構造や経済情勢の変化のなかで、市民一人ひとりが「自分が住んでいるまちのために何ができるか」を考え、自主的にまちづくりに参加・参画することが求められます。

④時代の変化への柔軟な対応

- ・地方分権の進展によって自治体の権限は拡大し、自治体の責任において独自の政策をとることができるようになります。市民にとっては、政策というものがこれまで以上に身近なものとなるため、多様化する市民のニーズの把握と、それに即応する政策が求められるようになります。
- ・高度情報化、国際化等の時代の変化は大きくしかも素早いものです。こうした変化に対して、市民、行政の双方が当初の枠組みにとらわれることなく、柔軟に修正を加えていくことのできる仕掛けが必要です。

⑤幅広い活用可能性の確保

- ・まちづくりに特に熱心な人あるいは参加・参画経験者など特定の一部の人の活動に偏ることは、多くの市民の参加・参画をめざす趣旨に反します。
- ・子どもや女性、障害者、高齢者などの社会的に弱い立場に置かれがちな人々はもちろん、横須賀在住の市民ばかりでなく、在勤者、在学者、外国人や企業等まで含めて、横須賀市のまちづくりに関わるできるかぎり幅広い人々がこの推進策を活用することによって参画できるものでなくてはなりません。

(2) 市民協働型まちづくりをすすめるための4つの柱

「市民協働型まちづくり推進策」は、市民と行政が対等な責任と権限のもとに推進することを示したものであり、次の4つの柱で構成しています。

- 1) まちづくりをリードする担い手づくり
- 2) 多くの市民が参加・参画したくなる事業づくり
- 3) 市民と行政の合意形成に至るプロセスづくり
- 4) 市民と行政のコミュニケーション環境づくり

図 相互に対等で強い関連性をもつ4つの柱

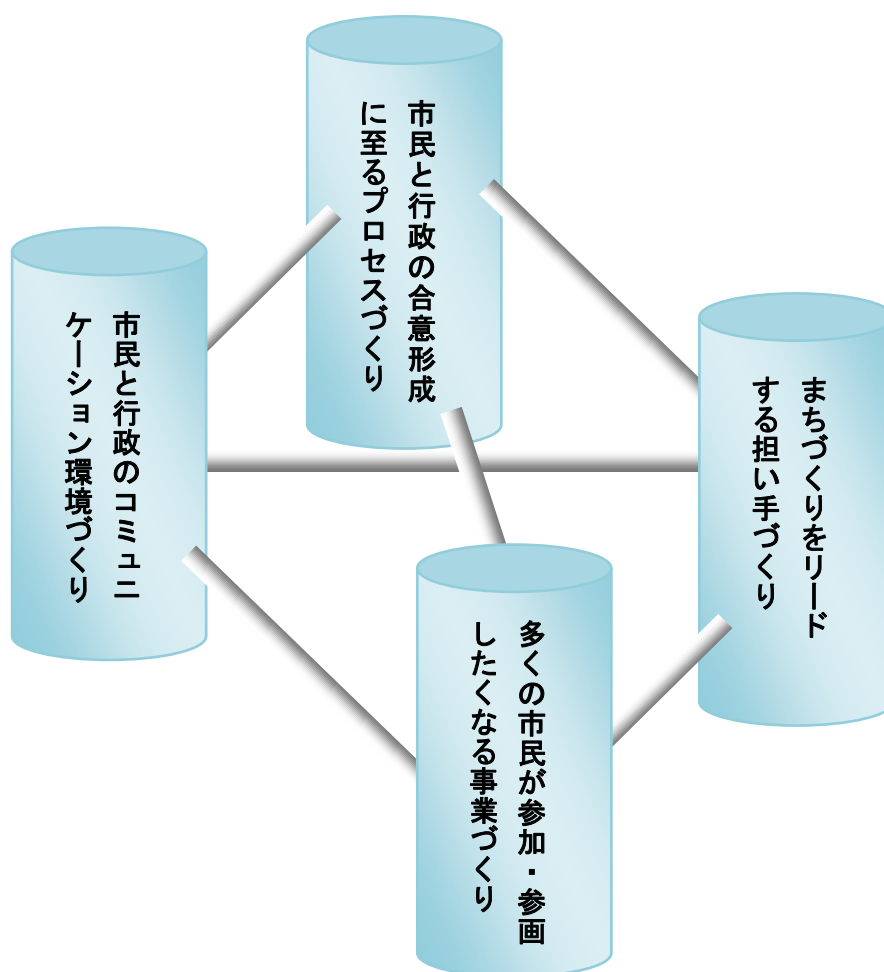
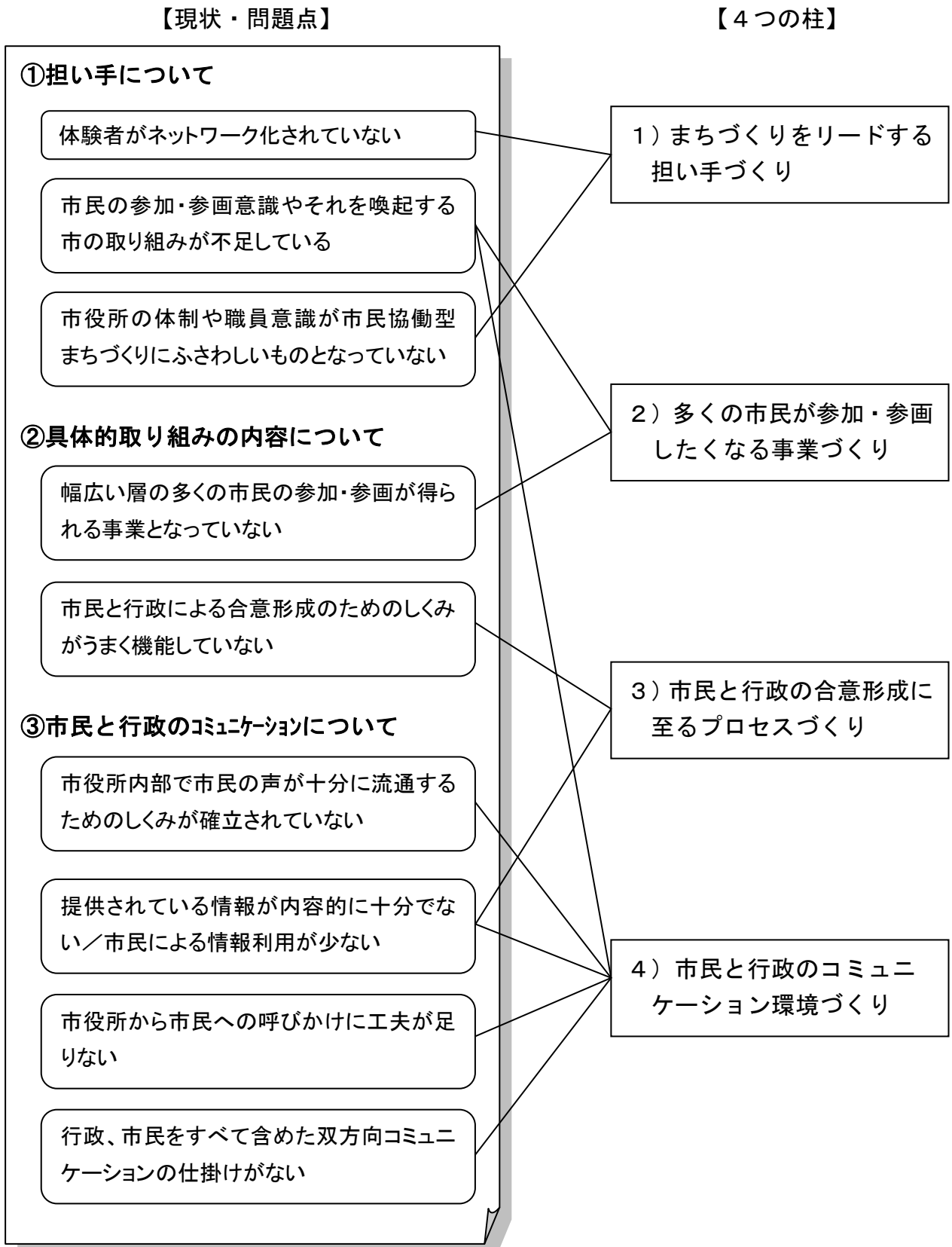


図 横須賀市における市民協働型まちづくりに関する現状・問題点と推進に向けた4つの柱との関係



1) まちづくりをリードする担い手づくり

市民協働型まちづくりをリードする担い手は市民と行政の双方に必要です。そこで、職員と市民がともにこうした担い手として育ち、活躍できるよう、適切な推進策を講じる必要があります。同時に、市行政内部の体制を市民協働型まちづくりの推進にあたるものとしてふさわしいものとする必要があります。

- ①まちづくり人材バンクをつくる
- ②人材のネットワーク化、市民活動の促進を図る
- ③市民の参画意識の醸成・啓発に取り組む
- ④庁内の体制整備と職員の意識改革に取り組む

2) 多くの市民が参加・参画したくなる事業づくり

市民協働型まちづくりを定着させるためには、多くの市民が参加・参画することが必要です。そこで、市民の参加・参画の動機に着目し、できる限り多様な市民ができるだけ多く参加・参画する気になれる市民協働型事業を企画、実施することが必要です。

- ①市民がワクワクしながら参加・参画できるよう事業を工夫する
- ②市民が自分を磨き、自分を活かせるよう事業を工夫する
- ③市民としての身近な義務を果たせるよう事業を工夫する
- ④参加・参画しやすい事業の運営を行う

3) 市民と行政の合意形成に至るプロセスづくり

市民と行政の合意に至るプロセスがうまく機能することは市民協働型まちづくりの前提です。そこで、現状のしくみの機能を改善し、新たに必要と考えられるしくみづくりに取り組む必要があります。

- ①審議会など合意形成の場を効果的に運営する
- ②市民と行政の意見交換の機会を多様化し頻度を高める
- ③政策形成・実施・評価プロセスへの市民の参画の機会をつくる
- ④市民による政策提案を喚起し、受けとめるしくみをつくる
- ⑤事業パートナーとしての市民の当事者能力を高める

4) 市民と行政のコミュニケーション環境づくり

市民と行政、あるいはそれぞれの内部を構成する人や組織同士が日常的、恒常的に円滑なコミュニケーションをとることによって信頼関係を確立することは、市民協働型まちづくりの前提です。そこで、これまで以上に充実した情報公開の推進や市民の声をはじめとする様々な生きた情報が流通するしくみづくり、また市政広報の工夫に取り組むことが必要です。

- ①行政情報の「公表」をより一層推進する
- ②市民の声を吸収し、フィードバックするしくみをつくる
- ③市民の声を含めたまちづくり情報が流通するしくみをつくる
- ④誰もが関心をもつように広報内容・手法を工夫する

(3) 推進策の具体的な内容

以下の事業例は、パートナーシップ研究会から提案された推進策の例示であり、必ずしも現時点で実現可能なものとは限りません。

1) まちづくりをリードする担い手づくり

①まちづくり人材バンクをつくる

- ・各種ワークショップ、イベント等まちづくり事業の参加者や社会教育等の受講者のデータベース化
- ・まちの名人、達人のデータベース化

②人材のネットワーク化、市民活動の促進を図る

- ・人材が交流する機会と場づくり
- ・活動環境の整備など市民活動促進策の実施

③市民の参画意識の醸成・啓発に取り組む

- ・学校教育の場でのまちづくり参画意識の醸成
- ・市民の参画意識の啓発
- ・市政についての学習機会の拡充

④庁内の体制整備と職員の意識改革に取り組む

- ・市民協働型事業の総合窓口の設置
- ・市民協働型事業を理解し、対応できる職員の育成

2) 多くの市民が参加・参画したくなる事業づくり

①市民がワクワクしながら参加・参画できるよう事業を工夫する

- ・子どもたちも参画できるまちづくりコンペの実施
- ・市民が参画できる広報活動事業の実施
- ・芸術文化などをテーマとしたイベント等の実施
- ・子どもたちが自由に遊べる空間づくり（計画・管理運営）
- ・アンケート等によるテーマ募集

②市民が自分を磨き、自分を活かせるよう事業を工夫する

- ・市民レベルでの国際交流事業づくり
- ・自ら教え、学ぶ市民青空教室の開催
- ・ケアホーム、地域作業所での活動、育児支援等の機会づくり

③市民としての身近な義務を果たせるよう事業を工夫する

- ・ 景観、環境アセスメントへの参加機会づくり
- ・ 不用品交換会等のリサイクル運動への参加機会づくり
- ・ 地域における市民協働型事業の体制づくりへの支援
- ・ 地域福祉、地域防災・防犯活動等への参加・参画機会づくり

④参加・参画しやすい事業の運営を行う

- ・ 市民の企画による事業づくり
- ・ 市民参加・参画場面の日時、場所設定等の多様化

3) 市民と行政の合意形成に至るプロセスづくり

①審議会など合意形成の場を効果的に運営する

- ・ 審議会等への公募委員の積極的登用
- ・ 審議会等の公開の推進
- ・ 審議会等の傍聴の呼びかけ

②市民と行政の意見交換の機会を多様化し頻度を高める

- ・ 行政施策の周知のための意見交換会（まちづくり出前トーク、公聴会等）の実施
- ・ 事業対象地域の住民による懇話会等の設置
- ・ 事業計画のための市民参加型ワークショップの開催

③政策形成・実施・評価プロセスへの市民の参画の機会をつくる

- ・ 政策、施策、事業、予算の進行管理、評価システムの開発と公表
- ・ 評価機会への市民の参加、評価結果の公表
- ・ 市民を含めた基礎調査・分析の体制づくり
- ・ 市民の参加・参画による計画づくり
- ・ ワorkshop運営体制等への市民の参画
- ・ 事業の実施、運営に関わる人選や事業予算等を公表するしくみづくり
- ・ 事業の実施、運営ルールの定期的な見直し機会の設定

④市民による政策提案を喚起し、受けとめるしくみをつくる

- ・ 市民からの幅広い提案、アイデアを募る機会の充実
- ・ 市民提案を評価し、反映するためのしくみづくり

⑤事業パートナーとしての市民の当事者能力を高める

- ・ 地方自治法、行政手続法をはじめとする法制度の学習機会の充実
- ・ 市民活動グループ、団体等のNPO法人化の促進

4) 市民と行政のコミュニケーション環境づくり

①行政情報の「公表」をより一層推進する

- ・ 市政情報コーナーの情報提供能力の拡充
- ・ 市政情報コーナーの市民による活用促進のための仕掛けづくり
- ・ 施策・事業に関する説明の徹底
- ・ 市民サービスセンター（役所屋）の活用の検討
- ・ CATY、FM ブルー湘南等の活用しうるメディアの積極的活用

②市民の声を吸収し、フィードバックするしくみをつくる

- ・ 広聴制度の拡充
- ・ 市民の声が市役所内で広く行き渡るためのしくみづくり
- ・ 市民意見への対応を検討する体制への専門性のある市民の参画
- ・ 市民意見の反映状況の公表

③市民の声を含めたまちづくり情報が流通するしくみをつくる

- ・ まちづくり情報の集約
- ・ インターネットを活用した地域情報ネットワークの構築
- ・ 市民相互の出会いの場となる交流機会の拡充

④誰もが関心をもつように広報内容・手法を工夫する

- ・ 景観にふさわしいポスターなどの掲示の普及
- ・ CATY、FM ブルー湘南等の活用しうるメディアの積極的活用（再）
- ・ 広報体制への市民特に若者の参画
- ・ “ことば”の平易化、日常用語化

市民協働型まちづくり推進指策一覧

推進策の柱	想定される推進策の例示
(1) 「市民協働型まちづくりをリードする担い手」に関する柱	
・まちづくり人材バンクをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働型事業への参加者リストの制作と活用 ・社会教育等の受講者リストの制作と活用 ・まちの名人、達人の登録リストの制作と活用
・人材のネットワーク化、市民活動の促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・人材が交流する機会づくり ・人的、物的、資金的また情報面での市民活動促進策の実施
・市民の参画意識の醸成・啓発に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教育の場でのまちづくり参画意識の醸成 ・市民の参画意識の啓発 ・市政を学ぶ学習機会の拡充
・庁内の体制整備と職員の意識改革に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働型事業の総合窓口の設置 ・市民協働型事業に臨む職員の行動規範の形成 ・職員の意識改革をめざした体験型の職員研修の充実
(2) 「多くの市民が参画したくなる市民協働型事業」に関する柱	
・ワクワクする楽しいテーマの事業を創り出す	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちも参画できるまちづくりコンペの実施 ・市民が参画できる広報活動事業の実施 ・横須賀市の文化祭などの実施 ・芸術文化などをテーマとしたイベントの実施 ・遊休地の利用管理（原っぱ委員会）
・自分を磨く、自分を活かすテーマの事業を創り出す	<ul style="list-style-type: none"> ・市民レベルでもできる国際交流事業 ・自ら教え、学ぶ市民青空教室事業 ・リサイクル展、不用品交換会の開催 ・ケアホーム、作業所、育児支援等での活動機会
・市民としての身近な義務を果たすテーマの事業を創り出す	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、環境アセスメントへの参画 ・リサイクル運動への参加 ・地域活動への参画
(3) 「市民と行政の合意形成に至るプロセス」に関する柱	
・議会、審議会など合意形成の場を効果的に運営する	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への公募委員の登用 ・審議会等の公開の推進 ・議会、審議会等の傍聴の呼びかけ
・市民と行政の意見交換の機会を多様化し頻度を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策の周知のための意見交換会（出前トーク、公聴会等）の実施 ・事業対象地域、対象者を対象とする懇話会等の設置 ・事業計画のための市民参加型ワークショップの開催
・政策形成・実施・評価プロセスへの市民の参画の機会をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・政策、施策、事業、予算の進行管理、評価システムの開発と公表 ・市民による評価機会の開放、評価結果の公表 ・市民を含めた基礎調査・分析の体制づくり ・ワークショップ運営体制等への市民の登用 ・事業の実施、運営に関わる人選や事業予算等を公表するしくみづくり ・事業の実施、運営ルールの定期的な見直し機会の設定
・市民による政策提案を喚起し、受けとめるしくみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い市民の提案、アイデアを募る機会の増加 ・市民提案を評価し、反映するためのしくみづくり
・事業パートナーとしての市民の当事者能力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法、行政手続き法をはじめとする法制度の学習機会の充実 ・市民活動グループ、団体等のNPO法人化推進（委託可能な主体化）
(4) 市民と行政のコミュニケーション環境を整える	
・行政情報の「公表」をより一層推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報コーナーの情報提供能力の拡充 ・市政情報コーナーの市民による活用促進のための仕掛けづくり ・市民サービスセンター（役所屋）の活用の検討 ・CATY、FMブルー湘南等の市が活用しうるメディアの積極活用
・市民の声を吸収し、フィードバックするしくみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見聴取機会の拡充 ・市民の声が市役所内で広く行き渡るためのしくみづくり ・市民意見への対応を検討する体制への専門性のある市民の登用 ・市民意見に対する反映状況の公表
・市民の声を含めたまちづくり情報が流通するしくみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり情報の集約 ・インターネットを活用した地域情報ネットワークの構築 ・市民相互の出会いの場となる交流機会の拡充
・“無関心層”にも関心をもたれるよう広報内容・手法を工夫する	<ul style="list-style-type: none"> ・景観にふさわしいポスターなどの掲示の普及 ・CATY、FMブルー湘南等の市が活用しうるメディアの積極活用（再） ・市民特に若者の広報体制への登用 ・まちづくりに関する“ことば”の平易化、日常言葉化

(4) 推進に向けたステップ

横須賀市における市民協働型まちづくりへの取り組みは、まだ始まったばかりです。したがって、推進策は国、他の地方自治体の動きをはじめ、横須賀市の現状などを勘案して、着実なステップを踏んでいくことが大切です。

そして、こうしたステップを一步一步着実に進めていくことによって、行政が大きな財政コストを伴いながら主導してきたまちづくりから、市民と行政が対等な責任分担をしながら進めるまちづくりへの転換を実現することができます。

また、市民協働型まちづくりの推進にあたっては、“市民と行政の協働体制”と“市民の代表者で構成される市議会”との関係についても検討すべきたくさんの課題があります。そうした課題については、今後の地方分権や行財政改革などを含めた社会全体の大きな変化を見据えながら、さらに検討をつづけていくことが必要です。

この「市民協働型まちづくり推進指針」は、市民協働型まちづくりに対する基本的な考え方を示すものです。

詳細の進め方については、庁内での検討を深めることはもちろん、市民との連携を踏まえて具体的な施策を実施してまいります。

図 推進策の実行ステップ

